


様式第2号（第2条、第3条関係）

<p style="text-align: center;">米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>特定非営利活動法人 ひだまり 様</p> <p style="text-align: center;">団体の名称 申請者 住所又は所在地 代表者氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の特別設備等の（変更）許可を申請します。</p>	
使用の目的 (行事の名称)	
使用する日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用する場所	<input type="checkbox"/> 第1多目的広場 (全面 ・ 1面 ・ 2面) <input type="checkbox"/> 第2多目的広場 (全面 ・ 半面)
特別の設備・ 設備の変更・ 器具の持込み の内容	
<p style="text-align: center;">米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、特別設備等（の変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">特定非営利活動法人 ひだまり </p>	
許可条件	

審査請求・異議申立て・処分取消訴訟について

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

（地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（行政事件訴訟法第14条第2項本文）